



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *69 和歌山県人権施策推進審議会規則の一部を改正する規則 (人権政策課)
- 告示
 - 877 社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成18年度経営状況 (管財課)
 - 878 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施 (消防保安課)
 - 879 地籍調査の成果の認証 (地域振興課)
 - 880 " (")
 - 881 " (")
 - 882 " (")
 - 883 " (")
 - 884 " (")
 - 885 " (")
 - 886 " (")
 - 887 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (NPO協働推進課)
 - 888 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
 - 889 保安林子定森林 (森林整備課)
 - 890 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 公安委員会告示
 - 31 貴重品運搬警備業務2級、施設警備業務2級、雑踏警備業務2級及び交通誘導警備業務2級検定の実施
- 選挙管理委員会告示
 - 86 参議院議員通常選挙における選挙人名簿の被登録資格の基準日等
 - 87 参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する日
- 公告
 - 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)
 - " (")
- 正誤
 - 平成19年6月22日付け和歌山県報第1869号公告中
 - 平成19年6月26日付け和歌山県報第1870号諸報拾得物件公告中

規 則

和歌山県規則第69号
和歌山県人権施策推進審議会規則の一部を改正する規則

を次のように定める。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県人権施策推進審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県人権施策推進審議会規則(平成14年和歌山県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第5条を第7条とし、第4条を6条とし、第3条の次に次の2条を加える。

(意見の聴取)

第4条 会長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第877号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第2項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成18年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第3項の規定により公表する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

社団法人全国公営住宅火災共済機構の平成18年度経営状況

1 事業実績	
加入都道府県市区町村会員数	709
加入戸数	843,001戸
共済委託契約金額	7,511,809,878,000円
火災共済掛金	1,008,826,395円
被災戸数	460戸
火災共済給付金	393,510,652円
特定給付金	15,350,690円
復興建築助成戸数	115戸
復興建築助成金	51,982,005円
住宅災害見舞戸数	2,789戸
住宅災害見舞金	41,973,000円
住宅防火施設整備補助会員数	107
住宅防火施設整備補助金	48,096,100円

2 収支計算

(1) 収入

火災共済掛金収入	1,008,826,395円
建物管理の部収入	44,055,982円
その他の収入	2,834,643,512円
当期収入合計 (A)	3,887,525,889円
前期繰越収支差額	53,798,324円
収入合計 (B)	3,941,324,213円

(2) 支出

事業費	692,350,264円
管理費	153,486,282円
建物管理費	25,894,669円
特定資産等取得支出	2,466,757,940円
当期支出合計 (C)	3,338,489,155円
当期収支差額 (A) - (C)	549,036,734円

次期繰越収支差額 (B) - (C) 602,835,058円

和歌山県告示第878号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者保安講習」という。）を、和歌山県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 講習の種類
消防法第13条の23の規定による危険物取扱者保安講習
- 講習の日時及び場所
講習の日時及び場所は次のとおりとし、受講者は受講申請の際希望する日を指定することができる。

会 場 区 分	講 習 種 別	講 習 日	講 習 時 間	講 習 場 所	
				会 場 名	所 在 地
和歌山第 1	1	平成19年10月2日	午前9時30分から	県民文化会館小ホール	和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山第 2	2	平成19年10月2日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山第 3	3	平成19年10月3日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第 4	1	平成19年10月3日	午後1時30分から	同上	同上
和歌山第 5	2	平成19年10月4日	午前9時30分から	同上	同上
和歌山第 6	3	平成19年10月4日	午後1時30分から	同上	同上
田 辺 第 1	1	平成19年10月16日	午前9時30分から	紀南文化会館	田辺市新屋敷町1番地
田 辺 第 2	3	平成19年10月16日	午後1時30分から	同上	同上
新 宮 第 1	1	平成19年10月17日	午前9時30分から	東牟婁総合庁舎大会議室	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8
新 宮 第 2	3	平成19年10月17日	午後1時30分から	同上	同上
有 田 第 1	1	平成19年11月21日	午前9時30分から	有田市文化福祉センター	有田市箕島27
有 田 第 2	2	平成19年11月21日	午後1時30分から	同上	同上
有 田 第 3	3	平成19年11月22日	午前9時30分から	同上	同上

(注) 講習種別の番号は、次の区分による。

- 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物

施設（1に該当する危険物施設を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

- 1及び2に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対

象とした講習

3 受講手続及び受講手数料

受講申請書に所定の事項を記入の上、和歌山県証紙4,700円をはり付け、次項の受付期間中に受付場所へ提出すること。

4 受講申請書の受付期間及び受付場所

受講申請書は、平成19年9月18日(火)から同月20日(木)までの間に和歌山県危険物安全協会、各振興局総務室又は有田市消防本部において受け付ける。

5 受講対象者

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第58条の14第1項に規定する危険物取扱者

6 講習科目及び時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項 1時間
- (2) 危険物の火災予防に関する事項 2時間

7 その他詳細については、受講申請書受付場所に問い合わせること。

和歌山県告示第879号

和歌山県紀の川市勝神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成16年4月19日から平成19年2月28日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市勝神の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市勝神の一部地区

5 認証年月日

平成19年6月25日

和歌山県告示第880号

和歌山県紀の川市馬宿の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県紀の川市

2 調査を行った時期

平成17年4月15日から平成19年2月15日まで

3 成果の名称

和歌山県紀の川市馬宿の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県紀の川市馬宿の一部地区

5 認証年月日

平成19年6月25日

和歌山県告示第881号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成16年4月20日から平成18年12月1日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字東谷の一部地区

5 認証年月日

平成19年6月25日

和歌山県告示第882号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字日高の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町

2 調査を行った時期

平成16年4月20日から平成19年1月16日まで

3 成果の名称

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字日高の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字日高の一部地区

5 認証年月日

平成19年6月25日

和歌山県告示第883号

和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区における地籍

調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月15日から平成19年3月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町鬮野川の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年6月25日

和歌山県告示第884号

和歌山県西牟婁郡白浜町田野井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月15日から平成19年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町田野井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町田野井の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年6月25日

和歌山県告示第885号

和歌山県西牟婁郡白浜町田野井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成17年4月15日から平成19年3月30日まで

3 成果の名称

和歌山県西牟婁郡白浜町田野井の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県西牟婁郡白浜町田野井の一部地区

5 認証年月日

平成19年6月25日

和歌山県告示第886号

和歌山県東牟婁郡串本町姫川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成17年5月10日から平成19年3月7日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町姫川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町姫川の一部地区
- 5 認証年月日
平成19年6月25日

和歌山県告示第887号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部共生推進局NPO協働推進課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成19年8月27日まで縦覧に供する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成19年6月27日
- 2 名称
特定非営利活動法人ドクターマヤ・ケア基金
- 3 代表者の氏名
伊藤眞矢
- 4 主たる事務所の所在地
橋本市高野口町伏原1005番地の1
- 5 その他の事務所の所在地
橋本市高野口町伏原1011番地

6 定款に記載された目的

この法人は和歌山県民に対して医療活動を通じ、地域社会に密着した介護事業を行い地域社会の福祉向上に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第888号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
岩柔6-19	川本接骨院	岩出市清水440-7	平成19.5.15

和歌山県告示第889号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡串本町里川字大山川筋886から893まで、895、898から910まで

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第890号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 日時 平成19年7月18日(水)午前10時から

2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 地階 中会議室

3 被聴聞者

(1) 氏名 露峰敏

(2) 住所 和歌山県和歌山市湊3丁目1-6

(3) 漁業許可 瀬戸内海機船船びき網漁業

(4) 許可番号 第139号・第140号

(5) 許可船舶 漁船第一 敏文丸(WK2-3988)

漁船第二 敏文丸(WK2-3989)

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第31号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

平成19年7月6日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

1 実施する検定の種別及び級の区分

(1) 貴重品運搬警備業務 2級

(2) 施設警備業務 2級

(3) 雑踏警備業務 2級

(4) 交通誘導警備業務 2級

2 実施日時、場所及び定員

種別及び級の区分	日時	場所	定員
貴重品運搬警備業務 2級	平成19年10月11日(木) 午前9時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 岩出カースクール	20名
施設警備業務 2級	平成19年10月26日(金) 午前9時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 岩出カースクール	20名
雑踏警備業務 2級	平成19年11月2日(金) 午前9時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 岩出カースクール	20名
交通誘導警備業務 2級	平成19年11月22日(木) 午前9時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 岩出カースクール	20名

3 検定の内容

(1) 貴重品運搬警備業務 2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の

措置に関すること。

(2) 施設警備業務 2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 雑踏警備業務 2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 交通誘導警備業務 2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。また、実技試験においても、試験途中に合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

5 受検資格

和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者と和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）

6 受検を希望する者の手続

(1) 受検を希望する者は、下記の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全企画課（検定受付専用電話番号：073-423-3344）に電話し、受検希望の事前申出を行うこと。

なお、事前申出は先着順に受け付け、申出期間中であっても、申出者の人数が定員の数に達したときは、受付を締め切る。

種別及び級	申 出 期 間
貴重品運搬警備業務 2級	平成19年7月30日（月）から平成19年8月3日（金）まで（各日とも午前10時から午後5時まで）
施設警備業務 2級	
雑踏警備業務 2級	
交通誘導警備業務 2級	

(2) 事前申出時の注意事項

ア 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、受検希望者1名の事前申出を受け付ける。

ウ 申出は、受付担当者からの受検を希望する者に関する問い合わせ事項に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）

エ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に下記8の問い合わせ先へ確認しておくこと。

7 検定申請書等の提出に関する手続

(1) 検定申請書等の提出期間

種別及び級	申請書等提出期間
貴重品運搬警備業務 2級	平成19年9月5日（水）から平成19年9月7日（金）まで（各日とも午前9時から午後5時まで）
施設警備業務 2級	
雑踏警備業務 2級	
交通誘導警備業務 2級	

(2) 検定申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者は、その者の住所地を管轄する警察署（その者が警備員であって、和歌山県内の営業所に所属している場合は、当該営業所の所在地を管轄する警察署への提出も可とする。）

イ 県外在住警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署

(3) 提出する検定申請書類等

上記6の(1)により検定申請書等を提出することとなった者は、上記(1)の申請書等提出期間内に次の書類を上記(2)の該当する警察署に提出すること（受検を希望する者自身が提出することとし、代理人による提出は受け付けない。）

なお、当該提出期間内に申請書等を提出しなかった

場合は、検定申請者に予定していることを無効とする(提出期間内に検定申請書等を提出することができない者からの提出期間変更等の要望には応じない。)

ア 検定申請書

イ 検定申請書の添付書類

(ア) 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

(イ) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面(住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)等) 1通

(ウ) 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員(和歌山県外に住所を有する者で警備員である者を含む。)にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1通

※ 上記(イ)及び(ウ)に該当する者が、その者の住所を管轄する警察署に検定申請書等を提出する場合は上記(イ)の書面を、またその者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合は上記(ウ)の書面を添付すること。

ウ 手数料

Table with 3 columns: 種別及び級, 手数料, 注意事項. Rows include 貴重品運搬警備業務 2級, 施設警備業務 2級, 雑踏警備業務 2級, 交通誘導警備業務 2級.

8 問い合わせ先

検定についての問い合わせは、和歌山県警察本部生活安全企画課(電話番号073-423-0110(内線3027・3028))又は最寄りの警察署生活安全(刑事)課まで行うこと。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第86号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成19年7月29日執行予定の参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する日を次のとおり告示する。

平成19年7月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

- 1 基準となる日 平成19年7月11日。ただし、年齢については平成19年7月29日
2 登録を行う日 平成19年7月11日
3 縦覧に供する日 平成19年7月12日

和歌山県選挙管理委員会告示第87号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第1項の規定により、平成19年7月29日執行予定の参議院議員通常選挙における在外選挙人名簿に係る縦覧に供する日を次のとおり告示する。

平成19年7月6日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

平成19年7月12日

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画用途地域の変更
2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

田辺市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成19年7月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 都市計画の種類及び名称
田辺都市計画臨港地区の変更
2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

正 誤

正 誤

平成19年6月22日付け和歌山県報第1869号公告中

Table with 5 columns: ページ, 段, 行目, 誤, 正. Row 1: 12, 左, 下から12, 第69条第4号, 第69条第5号. Row 2: 13, 左, 上から10及び11, 第69条第4号, 第69条第5号.

15	左	上から9		
----	---	------	--	--

正 誤

平成19年6月26日付け和歌山県報第1870号諸報拾得物件公
告中

ページ	段	行目	誤	正
6	左	上から2	彪野晋造	高野晋造